出生届にともなう手続き

出生届出をされたあと、次のものをお持ちいただき、以下のような手続きをしていただくこと になります。

印鑑(出生届に押印した認印) 、 母子健康手帳 両親の健康保険証 、 両親それぞれの名義の通帳 両親のマイナンバーカード等個人番号がわかるもの 窓口に来られる方の本人確認書類(運転免許証等) 妊産婦医療費受給資格証(該当の方のみ)



*マイナンバー(個人番号)については、約3週間後に簡易書留郵便で、<u>世帯主宛</u>に 国から通知されます。※お急ぎの方は、個人番号記載の住民票を取得していただくと、 確認可能です。(有料)

◎出生届出をされた役所での手続き

出生届出済証明	母子健康手帳に出生届があったことを証明します。
---------	-------------------------

◎南砺市役所での手続き(住所が南砺市以外の場合は、住所地の市町村にお問い合わせください。)

新聞広報掲載依頼	新聞及び広報「なんと」に掲載を希望されるかどうか、お渡しする 用紙にご記入ください。
児童手当認定請求	申請した月の翌月から支給します。出生日の翌日から15日以内 <u>に</u> 手続きをお願いします。手続きが遅れると出生の翌月から支給 できない場合があります。 (受給予定者が公務員の場合、お勤め先での手続きになります。)
こども医療費受給資格 登録申請	出生日の翌日から15日以内に手続きをお願いします。申請が 遅れると出生日から助成できない場合があります。
出生祝い金支給申請	申請書を窓口でお渡しします。
とやまっ子 子育て応援券 交付申請	申請書を窓口でお渡しします。
出産育児一時金請求 (直接支払を希望しない方) (直接支払を希望したが、出産費が 原則42万円(40万8千円の場合 もある)未満で差額分を請求する方)	母親が国保加入者の場合、出産育児一時金が国民健康保険から医療機関へ直接支払われます。場合により申請が必要です。 (社会保険・共済組合加入中、又は、退職後6か月以内の出産であればお勤め先へお問い合わせください。)
国民年金保険料 産前産後免除該当届	母親が国民年金第1号被保険者の場合、申請により国民年金保険料が 免除されます。

*ご不明な点がありましたら、各市民センターまでお問い合わせください。

福野市民センター Tm22-1100 平市民センター Tm23-2040 井波市民センター Tm82-1180 上平市民センター Tm23-2043 城端市民センター Tm62-1212 利賀市民センター Tm23-2046 福光市民センター Tm52-1111 井口市民センター Tm23-2053

*健康診査や予防接種などのお問い合わせ先

福光保健センター(公立南砺中央病院3階) 121.52-1767